

藤枝市立総合病院地域医療連携・外来診療プロセスの見直し支援業務
公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務の名称
藤枝市立総合病院地域医療連携・外来診療プロセスの見直し支援業務
- (2) 業務の目的
地域を支える基幹病院として、安定した経営基盤の元、安全・安心な医療を提供していくため、地域の医療機関との連携を強化し、新入院患者を獲得等していく。さらには、待ち時間削減等にも取り組み、患者さんへの利便性の向上を図っていく。
- (3) 業務内容
別添「藤枝市立総合病院地域医療連携・外来診療プロセスの見直し支援業務委託仕様書」のとおり。
- (4) 委託期間
契約締結日から令和5年3月31日まで
- (5) 履行場所
藤枝市駿河台四丁目1番11号 藤枝市立総合病院
- (6) 提案見積上限額 7,250,000円（消費税及び地方消費税を除く）
提案見積上限額の範囲内の金額とすること。なお、提案見積上限額を超えた見積金額を提出した者は失格とする。
1年度当たりの総額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を見積ること。

2 業務担当部署

〒426-8677

藤枝市駿河台四丁目1番11号

藤枝市立総合病院事務部経営企画課（以下「経営企画課」という。）

Tel 054-646-1111（代）

Fax 054-646-1122

電子メール keiei@hospital.fujieda.shizuoka.jp

3 全体スケジュール

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| ・公募開始日 | 令和4年4月26日（火） |
| ・資料配布期間 | 令和4年4月26日（火）～5月20日（金） |
| ・質問受付 | 令和4年4月26日（月）～令和4年5月11日（水） |
| ・質問回答 | 令和4年5月13日（金） |
| ・参加申込書及び企画提案書
提出期限 | 令和4年5月20日（金） |
| ・資格審査結果通知書 | 令和4年5月23日（月） |
| ・プレゼンテーション審査 | 令和4年5月27日（金） |
| ・審査結果通知 | 令和4年5月30日（月） |

- ・見積合せ執行 令和4年6月1日（水）（予定）
- ・契約締結 令和4年6月3日（金）（予定）
- ・履行開始 令和4年6月3日（金）

（注）藤枝市の競争入札参加資格の審査を受けていない者の資格申請について
 本プロポーザルに参加する者で、藤枝市の競争入札参加資格の審査を受けていない者は、次に記載した期間及び場所により当該入札参加資格の認定を受けること。
 期間 令和4年4月26日（火）から令和4年5月20日（金）午後5時まで
 場所 藤枝市財政経営部資産管理課（藤枝市岡出山一丁目11番1号）

4 参加資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しない者であること。
- （2） 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しない者であること。
- （3） 藤枝市の当該業務に係る業務委託の競争入札参加資格を有している者であること。
- （4） 本プロポーザル募集開始日以降において、藤枝市入札参加資格停止措置要綱による入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及び関係者排除措置要領による指名排除を受けていない者であること。
- （5） 参加申込書の提出時点で、許可病床数が概ね300床程度の規模の病院において、地域医療連携や外来診療プロセスに係る、実態調査、現状分析、戦略策定などの医療経営コンサルティング業務を行った実績を有する者であること。
- （6） 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （7） 本社及び受任者に、最近1年間に係る法人事業税及び消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。
- （8） 藤枝市内に事業所を有する者は、法人市民税及び固定資産税を完納し、滞納がないこと。

5 参加申込書及び企画提案書等の提出について

参加申込書及び企画提案書等の提出については、次のとおりとする。

- （1） 参加申込書類
 - ア 参加申込書（1部／様式1）
 - イ 印鑑証明書（1部／写し不可、原本添付、申請日から3ヶ月以内に発行したもの）
 - ウ 法人の登記事項証明書（登記簿謄本）（1部／写し不可、原本添付、申請日から3ヶ月以内に発行したもの）
 - エ 納税証明書（本社と受任者の法人事業税、静岡県内支社の法人事業税と固定資産税、消費税及び地方消費税、藤枝市に営業所がある場合は当該営業所の法人市民

税と固定資産税がそれぞれ完納されていることを証明するもの）（1部／写しでも可、申請日から3ヶ月以内に発行したもの）

オ 病院経営コンサルティング業務の受託実績書（10部／様式2）

カ 会社案内パンフレット（10部）

キ 返信用封筒（送付用の切手を貼付したもの）（1通）

※参加資格審査結果通知書用

(2) 企画提案書類

企画提案書に次の内容（ア～オ）を記載し提出すること。様式は任意とする。

ア 地域医療連携と患者獲得に係る現状分析と戦略策定について

イ 外来患者待ち時間対策に係る現状分析と戦略策定について

ウ 全国成功事例等の提示と診療部等の合意形成の手法について

エ 戦略を実行する具体的な手法、組織体制、モニタリング手法について

オ 業務運営体制、主任担当者の実績等について

カ その他（追加でPRしたい内容等）

※ア、イ、ウ、エについては、スケジュールを含め記載すること。

※提出部数は正本1部、副本9部

以下、決算書と委託料の見積書も合わせて10部提出すること。

カ 決算書（直近2カ年）

キ 委託料の見積書（様式3-1、様式3-2）

(3) 提出期限 令和4年5月20日（金）

午前8時30分から午後5時まで（土、日及び休日は除く。）

(4) 提出場所 経営企画課（上記2に同じ。）

(5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(6) 提出部数 10部

(7) 提出内容

(6) 参加資格審査

参加資格の有無を確認後、「参加資格審査結果通知書」（様式4）によりプレゼンテーション審査の参加要請等について通知する。（5月23日（月）発送予定）

6 質問と回答

実施要領等についての質問を次のとおり受け付け、藤枝市立総合病院ホームページ【藤枝市立総合病院ホームページ <http://www.hospital.fujieda.shizuoka.jp/>】において回答する。

なお、電話や来訪による口頭での質問や受付期間を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 受付期間 公告日から令和4年5月11日（水）

午前8時30分から午後5時まで（土、日及び休日は除く。）

(2) 提出様式 質問書（様式5）

(3) 提出場所 経営企画課（上記2に同じ）

(4) 提出方法 持参、郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）、FAX 又は電子メール。

- FAX と電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。
- (5) 説明会 本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

7 審査方法

- (1) 企画提案書等の審査は、藤枝市立総合病院地域医療連携・外来診療プロセスの見直し支援業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。審査委員会委員は非公表とする。
- (2) プレゼンテーション日程等
- | | |
|-------|--|
| ア 日 時 | 令和 4 年 5 月 27 日（金） |
| イ 場 所 | 藤枝市立総合病院 救急 3 F 臨床研修室 |
| ウ 内 容 | ・ 企画提案書による提案（1 提案 20 分以内）
・ 質疑応答（10 分） |
| エ その他 | プレゼンテーションは、業務を担当する、主任担当者が行うこと。
プレゼンテーションの際に備品等（例 パソコン、プロジェクターなど）を使用するときは、事前に経営企画課に連絡し、提案者が準備すること。また、出席者の人数は 3 人以内とすること。 |
- (3) 契約候補者の選定と審査基準
- 契約候補者の選定と審査基準については、藤枝市立総合病院地域医療連携・外来診療プロセスの見直し支援業務プロポーザル方式審査要領に基づくものとする。

8 審査結果の通知

審査結果は、令和 4 年 5 月 30 日（月）までに、すべての提案者に参加申込書に記載された宛先へ電子メールにより通知する。

9 契約の方法

- (1) 契約の締結
- 契約候補者は、藤枝市立総合病院地域医療連携・外来診療プロセスの見直し支援業務委託に係る随意契約の優先交渉権者とする。
- 優先交渉権者との協議が整った場合は、見積合せを行い、予定価格の範囲内で随意契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議及び見積合せが不調となった場合は次点者を交渉権者とする。
- (2) 契約締結日
- 令和 4 年 6 月 3 日（金）（予定）
- (3) 履行開始
- 令和 4 年 6 月 3 日（金）
- (4) 契約の条件
- 消費税及び地方消費税相当額の加算後の契約金額の端数処理は次のとおりとする。
- ・ 朝食・昼食・夕食それぞれ 1 食当たりの契約単価は小数点 1 位未満を切り捨てる。
 - ・ 1 年度当たりの業務管理費は 1 円未満を切り捨てる。
- (5) 契約保証金

10 その他

- (1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。
- (3) 参加申込書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加申込書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 参加申込書及び企画提案書の作成については1社1提案とし、提出後においては、差替え、再提出ができない。参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正の行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された参加申込書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、藤枝市情報公開条例（平成13年藤枝市条例第2号）第6条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の契約候補者決定の公表までの間において、本件に関して、審査委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。